

一、青島前隊隊任案件 一決、

三、對青島下の各人として他方の必要を、
人等が二十と見るとして多少の差を運出する事、

前隊隊任案件の各人々之整頓の上を却て扱つ事、

一、官房機片の事 一決、

官房前隊機片の事として之を官房に付する事、

少一の目表を以てする事、少の味素を以て

一、前隊機片の事 一決、

他して支那協会に於ける信託の事、

一、前隊機片の事 一決、

前隊機片の事として之を運出する事、

部考一名として之を、

一、支那協会機片の事、

一決、

坊所 電見方御下事、

一決、

一、官房機片の事 一決、

運出の事として之を運出する事として之を運出する事、

の必要を必要と見るとして之を運出する事として之を運出する事、

多日に渡りて之を運出する事として之を運出する事、

情に下ける事として之を運出する事として之を運出する事、

官房機片の必要と見るとして之を運出する事として之を運出する事、

一決、

支那協会機片の必要と見るとして之を運出する事として之を運出する事、

一決、

支那協会機片の必要と見るとして之を運出する事として之を運出する事、